

令和2年2月

定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和2年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 令和2年2月25日（火）午後3時38分 開議

会 場 須崎市道の駅 かわうその里すさき 2階

議事日程

（新議員の紹介）

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議長の選挙

第5 議案第1号 専決処分の承認について

（高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例）

議案第2号 専決処分の承認について

（令和元年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号））

議案第3号 令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第4号 令和2年度高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計予算について

議案第5号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について

議案第6号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について

議案第7号 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について

議案第8号 高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について

議案第9号 高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例を廃止する条例について

議案第10号 高幡広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 監査委員の選任について

第6 管理者の選挙

出席議員	1番	大崎 宏明	6番	中城 重則
	2番	楠瀬 耕作	7番	土釜 清
	3番	森 武士	8番	吉田 尚人
	4番	下元 昇	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 公孝

執行機関出席者	管理者職務代理者	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者	中谷 卓也	

事務局出席者	管理局長	柴野 博行
	管理監	井浦 善郎
	事務局長	福井 弘樹
	係長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

午後3時38分 開議

◎副議長（土釜 清 君）

ただ今から会議をひらきます。

議長が欠員となっておりますので、その職を副議長が務めさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

会議に先立ち、ご報告いたします。今期定例会に付議するため、議案第1号から議案第11号の11議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方をご紹介いたします。最初に1月19日告示の須崎市長選挙におきまして、無投票で再選されました楠瀬耕作君をご紹介させていただきます。

◎2番（楠瀬 耕作 君）

はい。

◎副議長（土釜 清 君）

楠瀬耕作さん、よろしくお願ひします。

◎2番（楠瀬 耕作 君）

楠瀬でございます。この高幡広域事務組合、大変大事な組織だと思っております。引き続き微力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（ 拍手 ）

◎副議長（土釜 清 君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、2月10日に行われました中土佐町議会臨時会におきまして、議長に再任されました、中城重則君をご紹介させていただきます。

◎6番（中城 重則 君）

はい。引き続き、当組合議員として務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

（ 拍手 ）

◎副議長（土釜 清 君）

どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第1、議席の指定を行います。ただ今ご紹介いたしました、楠瀬耕作君の議席を2番議席、中城重則君の議席を6番議席に指定いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎副議長（土釜 清 君）

異議なしと認めます。よつて会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、3番森武士君、10番大崎公孝君を指名いたします。ご両人はご了承をお願ひいたします。

日程第4、これより議長選挙を行います。当組合の議長は、中土佐町議会議長の中城重則君でありましたが、去る2月10日の中土佐町議会臨時会において、改選されたことにより、議員任期が満了となっております。従ひまして、欠員となっております議長選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法は、いかがいたしましうか。

◎1番（大崎 宏明 君）

一任します。

◎副議長（土釜 清 君）

一任の声が上がりましたので、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思ひます。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎副議長（土釜 清 君）

異議なしと認めます。従つて選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。それでは、私の方から議長において指名することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎副議長（土釜 清 君）

異議なしと認めます。従つて議長において指名することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議長に、中城重則君を指名することにいたしたいと思ひますが、これにご

異議ございませんか。

(異議なし)

◎副議長(土釜 清 君)

異議なしと認めます。従って、議長に中城重則君を指名することに決定をいたしました。ただ今、指名いたしました中城重則君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

◎副議長(土釜 清 君)

異議なしと認めます。従って、ただ今指名いたしました中城重則君を議長の当選人に定めることに決定いたしました。

ただ今、議長に当選されました中城重則君が議場におられますので、会議規則第23条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、中城重則君から議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

◎議長(中城 重則 君)

はい。謹んでお受けいたします。引き続き議長の職を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

(拍手)

◎副議長(土釜 清 君)

以上をもちまして、議長の職務を終わります。中城議長よろしくをお願いいたします。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

◎議長(中城 重則 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第1号から議案第10号を一括議題といたします。提案趣旨の説明を求めます。

◎副管理者(中尾 博憲 君)

はい。

◎議長(中城 重則 君)

管理者職務代理、中尾副管理者。

◎副管理者（中尾 博憲 君）

はい。2月定例会につきましては、管理者が欠けておる状況でございますので、管理者職務代理、副管理者であります私の方から、提案趣旨説明等を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、繰り合わせご出席を賜りまして、2月定例会が開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

また、先程ご紹介のありました、議員の皆様におかれましては、ご就任を心からお喜び申し上げます。今後とも、それぞれの市、町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導、ご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、専決処分の承認をはじめ、11議案を上程いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干のご報告を申し上げます。

まず、ふるさと市町村圏事業でございますが、現在、国債10億円と国債の運用益を積み立てました基金が2億円程度ございまして、その運用収入をこの事業の財源として、構成市町にご負担のないように事業を実施しているところでございます。主な事業といたしまして、まず、広域観光活性化事業についてであります。これは、平成30年度より「奥四万十観光協議会」へ負担金を支出して取り組んでございまして、高幡圏域の広域観光を推進するため、5市町の行政、観光施設等と連携を取りながら、「奥四万十」ブランドのプロモーション活動を行っているところでございます。本日、組合議会に先立ち理事会を開催いたしまして、令和2年度の事業計画が承認されたところであります。また、この4月からは、徳弘事務局長の後任に新しい事務局長を迎えての協議会体制となりますが、更なる広域観光の発展にご尽力いただけるものと期待をしております。

次に、高幡中学生海外研修事業についてであります。この事業は、高幡圏域の未来を担う中学生に海外生活の体験を通し、広い視野と判断力、行動力のある人材の育成、また圏域内の人的ネットワーク形成を目的に平成7年から実施しており、今年で25回を迎えます。令和元年度は、12名の参加がございまして、これまでに377名の圏域の中学生が海外研修に参加されております。平成30年度からカナダを研修先として、取り組んできているところでございますが、現在、新聞等各方面で報道されておりますとおり、原因不明のコロナウィルスが流行していることから、本年度の実施は、各方面の状況等を確認しながら慎重に判断をしていきたいと考えているところでございます。

ほかにも、婚活事業など、このふるさと市町村圏事業で実施している事業がございまして、いずれにつきましても各市町との連携を取りながら、事業の効率的、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、須崎斎場について、でございます。本年度に、約5千6百万円の予算により行っております須崎斎場空調設備改修事業が、間もなく完成の運びとなります。工事中は、須崎斎場の利用者の皆様には、既存の空調設備の停止等もあり、ご迷惑をおかけしているところでありますが、工事による休業等の影響を極力少なくして、取り組んでまいりましたので、ご理解をいただきたいと存じます。また、今後の斎場の運営につきましては、引き続き計画的な改修工事も行いなが

ら適正な管理、運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定審査会の運営事務について、でございます。介護認定審査会につきましては、本年1月末までに、3,166件の二次判定を行っております。また、同様に障害支援区分認定等審査会につきましては、147件の二次判定を行っております。近年の審査内容は、家庭事情や症例により、審査が複雑化してきており、審査委員の皆さんには、ご苦労をおかけしているところでございますが、今後におきましても経費を最少に抑えながら、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、租税債権管理機構について、でございます。令和元年度は400名、約2億円を受託いたしまして、徴収額は1月末時点で約8千5百万円となっております。令和2年度も400名を受託する予定ですが、今年度より対象とした税外債権の受託は増加傾向にありますので、税とともに積極的な滞納整理に取り組んでまいります。

さて、本日の会議には、専決処分の承認、令和2年度当初予算及び監査委員の選任に関する議案等を提案させていただいております。議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案させていただいております。詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切なご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございました。

続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

福井事務局長。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

はい。それでは、2月定例会の議案につきまして、ご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。議案第1号、専決処分の承認について、地方自治法第292条により準用される同法第179条第2項の規定に基づき、別紙の事件につき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものです。4ページが専決処分書になります。「高幡広域市町村圏事務組合職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を改正する条例」を、昨年12月19日に専決処分を行いました。改正の内容は、当組合の給料表は須崎市に準じて改正をしておりますので、須崎市の12月議会において関係条例が議決された同日に専決処分をさせていただいたものです。改正となった給料表につきましては5ページから8ページとなっております。また、新旧対照表は本定例会、提出議案参考資料として別冊でつけておりますのでご参照ください。

次に、9ページをご覧ください。議案第2号、専決処分の承認について、地方自治法第292条により準用される同法第179条第2項の規定に基づき、別紙の事件につき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものです。10ページが専決処分書になります。「令和元年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）」を昨年、12月23日に専決処分をさせていただきました。別冊の「令和元年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）」をご覧ください。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,015万4千円を増額し、補正後の予算の総額を2億2,161万円とするものです。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。6ページをご覧ください。4款1項1目基金運用収入になりますが、保有していた10億円、年利1.7%の国債の満期日が令和4年12月20日であったため、満期まで保有するより有利となる買替を行い、その買替に係る売却益、差益となります6,015万4千円を歳入としております。7ページに移りまして、歳出ですが、この買替に係る収入を、2款1項2目ふるさと市町村圏事業費に、基金として積み立てるものです。

次に、議案書に戻っていただきまして、11ページになりますが、議案第3号、令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算です。議案第3号別冊、令和2年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算をご覧ください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億430万円と定めるものです。前年度と比較しますと、5,715万6千円の減額となっております。また、一時借入金につきましては例年どおり最高額を300万円と定めるものでございます。2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算、4、5ページは事項別明細書、総括となっております。

予算の詳細につきましては、6ページから説明をさせていただきます。まず1款分担金及び負担金1項1目組合運営費負担金としまして、各市町からの負担金4,309万9千円で、前年比705万2千円の増額となっております。その内訳は、1節組合維持管理負担金1,463万4千円、2節介護認定審査会負担金1,896万4千円、3節障害支援区分認定等審査会負担金112万6千円、4節須崎斎場負担金837万5千円。これは須崎市、津野町の2市町であり、前年度までは負担金の徴収は行わずに須崎斎場基金の取り崩しにより対応していたところであり、今回の組合運営費負担金の増額の要因となっております。なお、詳細は、25ページにある令和2年度の一般会計市町負担金をつけておりますが、須崎斎場負担金を除けば前年比では全てが減額計上となっております。続きまして、2目介護運営費負担金につきましては、須崎市福祉事務所からの介護認定審査の負担金として、1千円計上しています。次に、7ページ、2款使用料及び手数料としまして、1項1目衛生使用料、3,500万円、須崎斎場での火葬に関する手数料ですが、前年度と同額を計上しております。次に2目総務使用料の1千円につきましては、斎場の敷地にケーブルテレビの電柱がありますので、その用地使用料として1千円計上しております。次に8ページ、3款県支出金としまして、介護認定審査に係る県委託金1千円を予算計上しております。

続いて9ページ、4款財産収入1項1目基金運用収入ですが、10億円の国債の利子収入が利率0.3%で300万円、そのほかふるさと市町村圏基金の利子が29万7千円で、計329万7千円。前年度までの国債の利子収入が1.7%で1,700万円であったため、およそ、その差額分の減額となっております。また、2目利子及び配当金は須崎市道の駅の株配当が9万円。3目財産貸付収入2万円は、須崎斎場の自動販売機の貸付収入となっております。次に10ページ、5款繰入金1項1目ふるさと市町村圏基金繰入ですが1,978万3千円で、前年比1,4

40万6千円の増額となっています。国債運用益の収入の減少分とふるさと市町村圏事業費増加分について、繰入額が増額となっております。次に2目須崎斎場調整基金繰入金ですが、1千円を予算計上しております。次に11ページ、6款諸収入1項1目預金利子は、普通預金の利子1千円を計上しております。次に2項1目雑入ですが、ふるさと事業の中学生海外研修事業の参加負担金として一人当たり20万円、今年も15名の募集ですので300万円、その他雑入が6千円で300万6千円となっております。以上、歳入合計1億430万円でございます。

次に歳出ですが、12ページをご覧ください。1款1項1目の議会費につきましては、議会運営に関する経費として30万6千円。議員報酬ほか議会運営に関するものであります。なお、令和2年4月1日から施行の地方自治法施行規則の一部を改正する省令によりまして、7節賃金が削られ、以降の節番号を繰り上げております。続きまして13ページの2款1項1目の一般管理費につきましては、事務局の運営に関する経費として1,407万5千円。事務局長等の人件費、システムの委託料などを計上しております。前年度より62万5千円減となっておりますが、主な理由は、事務局パソコン2台を前年度に更新したことに伴う備品購入費の減額です。次に、14ページ、2目ふるさと市町村圏事業費は、2,608万円を計上しております。前年度より41万1千円の増額となっております。この事業につきましては、ふるさと市町村圏事業費の詳細として26ページに事業ごとの集計表を載せてありますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、中学生海外研修事業ですが、総額949万5千円。30年度から研修地をカナダとしており、今年も同じ内容で実施を予定しているところですが、副管理者も言われましたが、コロナウィルス等によります社会情勢等を注視しながら実施の有無を判断する必要がございます。なお、参加人数は、各市町3名の計15名で募集する予定です。次に、青少年育成交流事業で、100万4千円。小中学生、リーダー育成を目的に夏のセミナーを2回、冬のクリスマスの集いを1回、開催する予定です。次に、広域観光活性化事業ですが、1,108万6千円であり、主な支出内容は、「奥四万十観光協議会」への負担金1,095万9千円となっております。奥四万十観光協議会の総事業費は、当組合と県補助金を財源としており、広域での観光推進をめざし、マーケティング、PR活動などを行っております。次に、地方分権研究事業ですが、24万4千円で、これは構成市町で事務事業の調査研究、情報交換を行う研究会で、予算の中身としましては講師謝礼及び視察時のバス代等になります。次に、婚活事業が、180万円で、平成24年度から実施しておりまして、これまでに通算15回行い、延べ625名が参加し、トータル70組、一回当たり平均4.7組のカップルが誕生しております。本年度も、夏から2回のイベントを開催の予定です。次に、事業諸費ですが、245万1千円を計上しております。委託料は、「第3次ふるさと市町村圏計画」を策定するための委託料の後期分として143万7千円を計上しておりまして、第3次計画として、令和3年度からの10年間の計画を策定するものです。以上が「ふるさと市町村圏事業費」2,608万円の説明となります。16ページに戻っていただきまして、3款民生費1項1目の介護認定総務費ですが、1,896万6千円。前年度は1,965万3千円ですので、68万7千円の減額となっております。主な経費は、審査委員の報酬と職員の人件費となっております。主な減額理由は、前年度は、パソコン1台の更新があったこと、それと2年度は審査会の回数を統合しながら開催することにより経費削減を図るものです。17ページ、2目の障害認定総務費ですが、こちらは障害の認定審査会に関する経費で、112万6千円とな

っております。次に、18ページ4款衛生費1項1目須崎斎場運営費ですが、4,339万7千円。前年度9,964万円ですので、5,624万3千円の大幅な減額となっております。減額の理由は、空調設備の改修工事が令和2年度にはありませんので、その分の減額となります。また、火葬炉の改修につきましては、4基ある火葬炉の最後の4基目の改修を行います。なお、火葬炉、空調設備の更新作業の終了後も、様々な設備等の修繕、改修に費用を要しますので、修繕計画を確認、見直しながら進めていきたいと思っております。最後に19ページの6款予備費ですが、例年通り35万円を計上しております。以上、歳出合計1億430万円でございます。

20ページから23ページにつきましては給与費明細、24ページにつきましては、債務負担行為に関する調書、25ページには、令和2年度の構成市町の負担金について載せてありますので、ご参照ください。以上で一般会計予算の説明とさせていただきます。

◎管理局長（柴野 博行 君）
議長。

◎議長（中城 重則 君）
柴野管理局長。

◎管理局長（柴野 博行 君）
はい。議案第4号、管理機構の令和2年度滞納整理事業特別会計予算についてご説明いたします。議案第4号別冊の1ページをご覧ください。令和2年度の特別会計予算ですが、第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,000万円と定めております。2ページの第1表歳入歳出予算の歳入及び3ページの歳出は、5,000万円の款項の区分についての記載です。4ページの事項別明細書の歳入5ページの歳出は前年度との比較で、それぞれ合計で100万円の増額となっております。

続きまして6ページからをご覧ください。歳入の第1款分担金及び負担金第1項負担金は組合構成団体5市町からの組合運営費負担金で2,124万6千円を計上いたしております。内容につきましては、右の説明欄をご覧ください。受託の1人当たり人数割が10万2千円で173人の1,764万6千円、令和元年度の実績割が360万円となっております。7ページ、第2款の諸収入の第1項受託事業収入は佐川町、越知町及び土佐市からの委託料で、2,865万4千円を計上いたしております。内容は説明欄のとおりで人数割が10万2千円の227人で2,315万4千円、実績割が550万円となっております。なお、各市町別の負担金、委託料につきましては、最後の15ページに一覧表でお示しておりますのでご覧ください。各市町ごとの説明は省略し、一番下の合計欄でご説明させていただきます。まず左の欄の引受人数割ですが、それぞれの人数割につきましては昨年末の各市町の税務担当課長会を経て決定したものです。一人当たりの負担金額を10万2千円として、400人の4,080万円を計上いたしております。次に右側の徴収実績割ですが、徴収額を9,100万円と見込み、その1割の910万円、合計で4,990万円となっております。では、また、7ページにお戻りください。諸収入の第2項預金利子は、前年度同様の1万円を、第3項雑入は9万円を見込んでおります。内訳はインターネ

ットの公売手数料として滞納者から徴収する費用等です。

次に歳出ですが、8ページからをご覧ください。第1款の総務費第1項徴税費の税務総務費は前年度より100万円増の4,980万円を計上いたしております。各節の予算額及び支出内容は記載のとおりで、ほぼ例年どおりとなりますが、管理監が2年目ということで6月の期末勤勉手当が増えるほか、車検経費、消費税アップ分など、各節でやや増加しているため、トータルとしては昨年度より100万円多くなっております。なお、臨時職員の賃金につきましては来年度より会計年度任用職員として採用することになりますので、給与につきましては1節の報酬として計上いたしております。続いて、10ページは予備費で昨年同様の20万円を計上いたしております。合計で5,000万円となっております。

11ページ以降は給与費明細書等となっております。ご参照いただくこととしまして説明は省略させていただきます。特別会計につきましては、以上でございます。

◎事務局長（福井 弘樹 君）
議長。

◎議長（中城 重則 君）
福井事務局長。

◎事務局長（福井 弘樹 君）

議案書の13ページをご覧ください。議案第5号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてであります。高知縣市町村総合事務組合の構成団体である芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退すること及びこれに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。規約変更内容につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体を定めた別表第1の一部事務組合の項から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を削り、高知縣市町村総合事務組合で共同処理する事務を定めた別表第2の第3条第1号に関する事務の項から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を削り、高知縣市町村総合事務組合議会議員の選挙区を定めた別表第3の選挙区1の項から芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合を削り、本規約を令和2年4月1日から施行するものであります。また、新旧対照表は本定例会提出議案参考資料として別冊でつけておりますのでご参照ください。

続きまして、14ページをご覧ください。議案第6号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、であります。高知縣市町村総合事務組合の構成団体の芸東衛生組合が令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。財産処分の方法につきましては、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第3条第1項の規定に基づき、芸東衛生組合が納付した負担金総額の100分の98の額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を納付させるものです。

続きまして、15ページをご覧ください。議案第7号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、であります。高知縣市町村総合事務組合の構成団体の高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。財産処分の方法につきましては、四万十町に帰属させるものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

続きまして、16ページをご覧ください。議案第8号、高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について、であります。高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関して規約を定め、その事務の処理を高知県に委託することについて、議会の議決を求めるものであります。現在、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会を設置しているところですが、案件発生に備えて担当する職員の実務経験不足と、地域に専門的な知識を有する人材、公正な判断と法律、行政に関して優れた識見を有する者が少なく、また、処理件数も少ないと考えられることから、規約を定めて高知県に委託するものであります。施行期日につきましては、令和2年8月1日から施行するものです。

続きまして、18ページをご覧ください。議案第9号、高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例を廃止する条例について、であります。議案第8号に関連しますが、高幡広域市町村圏事務組合と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託に関して規約を定め、その事務の処理を高知県に委託することから、当組合で制定しております高幡広域市町村圏事務組合行政不服審査会条例を廃止する条例を定めることについて、議会の議決を求めるものです。なお、施行期日は、令和2年8月1日から施行するものですが、廃止前の当条例の規定に基づき諮問されている事件がある場合は経過措置を設けることとしております。

続きまして、19ページをご覧ください。議案第10号、高幡広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、であります。地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が当組合管理者に報告しなければならない対象の職員を改めるため、高幡広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、議会の議決を求めるものです。また、新旧対照表は本定例会、提出議案参考資料として別冊でつけておりますのでご参照ください。以上です。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第1号の承認を行います。本案の承認は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第2号の承認を行います。本案の承認は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

これより議案第3号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第3号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第4号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第5号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第6号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第7号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第8号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第9号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(休憩)

◎議長(中城 重則 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号、監査委員の選任について、を議題といたします。議案の説明を求めます。管理者職務代理、中尾副管理者。

◎副管理者（中尾 博憲 君）

はい。それでは議案第11号、監査委員の選任につきましてご説明を申し上げます。令和2年2月26日をもって、吉田尚人監査委員の任期が満了となりますので、組合規約第10条第3項の規定に基づきまして、改めて監査委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第11号についてお諮りいたします。本件は、人事案件のため、質疑、討論を省略いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。従って質疑、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決しました。

監査委員の選任は同意されましたので告知いたします。

暫時休憩いたします。

（ 休憩 ）

◎議長（中城 重則 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田尚人さんに申し上げます。監査委員の選任は同意されましたので告知いたします。吉田尚人さん、ご挨拶をお願いいたします。

◎8番（吉田 尚人 君）

はい。ただ今監査委員に選任をいただきました吉田でございます。もとより浅学菲才ではござ

いますが、この高幡地域の発展のために一生懸命頑張ってまいりますので、どうか今後ともご指導を賜りますようお願いいたします。

◎議長（中城 重則 君）

よろしくお願いをします。

日程第6、これより管理者の選挙を行います。1月31日、須崎市長の任期満了に伴いまして、欠員となっております管理者の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしましょうか。

◎9番（池田 三男 君）

推薦。

◎議長（中城 重則 君）

はい。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦によりたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推薦することに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。従って議長において指名することに決しました。管理者に、楠瀬耕作さんを指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました、楠瀬耕作さんを管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。従って、ただ今指名をいたしました楠瀬耕作さんを、管理者の当選人に定めることに決定をしました。

ただ今管理者に当選されました楠瀬耕作さんが議場におられます。会議規則第23条第2項の規定より、当選の告知をいたします。

ここで、楠瀬耕作さんから、管理者当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。楠瀬でございます。管理者に選任をいただきまして、改めて身の引き締まる思いでございます。皆様方のご指導を賜りながら、この高幡広域市町村圏事務組合の運営にあたっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

以上で本定例会に付された事件は、すべて議了いたしました。

管理者からごあいさつがあります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申し上げました11議案につきまして、それぞれご審議を賜りまして、適切なご決定をいただき、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。各市町とも、これから新年度予算の審議を含む3月議会を控えておられることと存じます。なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和2年2月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時23分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員